

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課)	一
○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課)	二
○生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者について (食と暮らしの安全推進課)	三
○生活保護法による指定介護機関の指定 (社会福祉課)	三
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同)	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	五
○平成二十四年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施 (畜産課)	五
○平成二十四年度ヨーネ病の検査の実施 (同)	六
○平成二十四年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イ バラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同)	六
○平成二十四年度伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同)	七
○平成二十四年度豚コレラの検査の実施 (同)	七
○平成二十四年度オースキー病の検査の実施 (同)	七
○平成二十四年度高病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同)	八
○平成二十四年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施 (同)	八
○平成二十四年度馬伝染性貧血の検査の実施 (同)	八
○平成二十四年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス 及び豚ブルセラ病の検査の実施 (同)	八
○平成二十四年度腐蝕病の検査の実施 (同)	九
○平成二十四年度ヒロプラズマ病の検査の実施 (同)	九

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件) (都市計画課)	九
○土地区画整理組合の理事についての届出 (同)	一〇
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同)	一〇
○都市計画事業の事業計画変更の認可(五件) (下水道課)	一〇
○土地改良区役員就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所)	一一
公 告 (建築宅地課)	一一
○開発行為に関する工事の完了(二件)	一一
選挙管理委員会 (同)	一一
○政治団体の届出	一三
○政治団体の届出事項の異動届	一四
○政治団体の解散届	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)	一六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)	一九
○資金管理団体の指定取消しの届出	二〇

## 規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

を	を
マイクロピッカース硬度計	マイクロピッカース硬度計
一時間につき	一時間につき
七〇〇円	七〇〇円
マイクロピッカース硬度計	マイクロピッカース硬度計
一時間につき	一時間につき
七〇〇円	七〇〇円

<p>を</p> <p>ガスクロマトグラフ</p> <p>一時間につき</p> <p>五〇〇円</p>	<p>を</p> <p>ガスクロマトグラフ</p> <p>一時間につき</p> <p>五〇〇円</p>	<p>を</p> <p>過熱蒸気調理機</p> <p>一時間につき</p> <p>一、四〇〇円</p>	<p>を</p> <p>インキュベータ</p> <p>一時間につき</p> <p>二五〇円</p>	<p>を</p> <p>高速液体クロマトグラフ質量分析装置</p> <p>一時間につき</p> <p>一、五〇〇円</p>	<p>を</p> <p>3Dスキャナー</p> <p>一時間につき</p> <p>七〇〇円</p>	<p>を</p> <p>3Dスキャナー</p> <p>一時間につき</p> <p>七〇〇円</p>	<p>を</p> <p>光造形システム( i P r o )</p> <p>一時間につき</p> <p>三、九〇〇円</p>	<p>を</p> <p>3Dスキャナー</p> <p>一時間につき</p> <p>七〇〇円</p>	<p>に改め、同表工業デザイン関連機器の項中</p> <p>レーザー回折散乱式粒度分布測定装置</p> <p>一時間につき</p> <p>一、一〇〇円</p>	<p>に改め、同表工業デザイン関連機器の項中</p> <p>気流式粉碎機</p> <p>一時間につき</p> <p>一、六〇〇円</p>	<p>に改め、同表工業デザイン関連機器の項中</p> <p>五軸マシニングセンタ</p> <p>一時間につき</p> <p>三、七〇〇円</p>
---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--

<p>に改める。</p> <p>別表第二一号の表材料試験の項中</p> <p>超高速液体クロマトグラフ質量分析システム</p> <p>一時間につき</p> <p>二、七〇〇円</p>	<p>に改める。</p> <p>最大荷重試験</p> <p>一件につき</p> <p>一、六〇〇円</p>	<p>に改める。</p> <p>最大荷重試験</p> <p>一件につき</p> <p>一、六〇〇円</p>	<p>に改める。</p> <p>寸法、距離測定</p> <p>一件につき</p> <p>五五〇円</p>	<p>に改める。</p> <p>寸法、距離測定</p> <p>一件につき</p> <p>五五〇円</p>	<p>に改める。</p> <p>衝撃試験</p> <p>一件につき</p> <p>二、〇〇〇円</p>
---	---	---	--	--	---

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

## 告 示

○宮城県告示第二百十七号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一	指定図書類	番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌		児童	まんがグリム童話 4月号	株ぶんか社

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑
誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌
EX流出大全 63427・81	黄金のGT ハブニング OWERS2 12260・04	黄金のGT 4月号 01805・4	裏モノJAPAN 4月号 09750・03	ワープ・エピソード VOL.2 09750・03	サムライイーエルオー 4月号 14171・04	ミリオンムック29 BLACKザ・タブー 68464・29	実話裏歴史SPECIAL VOL.9 68464・39	漫画実話ナツクルズ 4月号 18421・4	劇画マツドマックス 4月号 03369・04	彼女の鍵を開ける方法 3 56021・03	月間ヤングチャンピオン烈 3 28286・3/25	CIEL4月号増刊 シェルトトレレ 11578・04	恋愛宣言ピンキー VOL.11 15166・04	恋愛チエリーピンク 3月号 17744・3	ラブレボ 4月号 19625・04	恋愛白書パステル 4月号 19625・04	無敵恋愛エス・ガール 4月号 08577・4	怖い女の仕返し vol.93 07924・4
(株)晋遊舎	(株)晋遊舎	(株)晋遊舎	(株)鉄人社	トランスワールドジャパン(株)	インフォレスト(株)	ミリオン出版(株)	ミリオン出版(株)	ミリオン出版(株)	(株)コアマガジン	(株)秋田書店	(株)秋田書店	(株)角川書店	(株)秋水社	(株)秋田書店	(株)宙出版	(株)宙出版	(株)ぶんか社	(株)ぶんか社

二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
雑	書	書	書	雑
誌	籍	籍	籍	誌
G.T.Rデラックス vol.9 04878・4	コーヒーションで大麻を一服 ISBN978・4・88718・943・0	鍵開けマニユアル ISBN4・88718・891・9	非合法ドラッグ教本 ISBN4・88718・757・2	誰も書けなかった日本のタブー2 66087・64
(株)大洋図書	(株)データハウス	(株)データハウス	(株)データハウス	(株)宝島社

二 指定理由

図書類の内容が、一から二十一までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二十二から二十五の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百十八号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第一食品の部D各条の項の生食用食肉の目2③に規定する知事が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者（同目4①で準用する場合を含む。以下「認定生食用食肉取扱者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事又は知事が適正と認める者が生食用食肉の安全性の確保に必要な知識を習得させるために次に掲げる項目（生食用食肉の加工を行う施設の商品衛生責任者にあつては(1)及び(2)に掲げる項目）について実施する講習会（以下「生食用食肉取扱者養成講習会」という。）を受講し、当該生食用食肉取扱者養成講習会の修了証明書その他当該生食用食肉取扱者養成講習会を修了した旨を証明する書類を交付された者

- (1) 生食用食肉の規格基準
  - (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項（病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等）
  - (3) 食肉に関する衛生管理（腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策等）
- 二 生食用食肉の調理のみを行う施設の食品衛生責任者
- 三 知事が生食用食肉取扱者養成講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認定した者
- 宮城県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護支援センター城慈	石巻市小船越字二子北下八十六	株式会社ケア・サービス希慈	石巻市渡波字浜曾根山二十番地	平成二十三年六月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンターさくら	栗原市築館留場桜町六・一	医療法人社団畑山医院	栗原市築館伊豆四丁目三番四十号	平成二十三年十二月十五日
あおぞらばらんデイサービス	気仙沼市本吉町上野四十八番地十一	特定非営利活動法人なこみ	気仙沼市田中三十六番地一	平成二十三年六月二日
デイサービスセンター虹の丘	石巻市須江字しらさぎ台一丁目八	有限会社しらさぎ苑	石巻市須江字しらさぎ台三丁目二十一番地三	平成二十三年十月十五日

三 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック	多賀城市下馬二・十三・七	財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二・十三・七	平成二十三年十一月一日

四 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
松島医療生活協同組合介護相談センター	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	平成二十三年七月二日
居宅介護支援センター城慈	石巻市小船越字二子北下八十六	株式会社ケア・サービス希慈	石巻市渡波字浜曾根山二十番地	平成二十三年六月二日

五 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
あおぞらぼらんデイサービス	気仙沼市本吉町上野四十八番地十一	特定非営利活動法人なごみ	気仙沼市田中三十六番地一	平成二十三年六月一日
デイサービスセンター虹の丘	石巻市須江字しらさぎ台二丁目八	有限会社しらさぎ苑	石巻市須江字しらさぎ台三丁目二十一番地三	平成二十三年十月十五日

六 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック	多賀城市下馬二・十三・七	財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二・十三・七	平成二十三年十一月一日

○宮城県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	シルバーレンタルサービス登米	登米市迫町佐沼字錦百九十二・二一		株式会社サンメディック	仙台市青葉区広瀬町三番四十三号	平成二十一年十二月一日
					八戸市大字河原木字八太郎山十番地六百二十四	

○宮城県告示第二百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一三〇〇一九七	パン工房いそっぶ	生活介護	社会福祉法人	平成二十四年

○宮城県告示第二百二十二号

〇四二二四〇〇〇四六	独立行政法人国立病院機構宮城病院 巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地	療養介護	独立行政法人国立病院機構宮城病院	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇五八九	一寿園 仙台市太白区富田字南ノ西二十六番地	就労継続支援B型	社会福祉法人一寿会	平成二十四年四月一日
	栗原市一迫柳目字曾根要害二十四	就労継続支援B型	栗原秀峰会	四月一日

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、角田市、七ヶ宿町、村田町、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町、旧鹿島台町及び旧岩出山町の区域）、美里町、栗原市（旧高清水町及び旧一迫町の区域）、登米市（旧東和町、旧米山町及び旧南方町の区域）又は石巻市（旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、角田市、七ヶ宿町、村田町、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町、旧鹿島台町及び旧岩出山町の区域）、美里町、栗原市（旧高清水町及び旧一迫町の区域）、登米市（旧東和町、旧米山町及び旧南方町の区域）又は石巻市（旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、蔵王町、山元町、利府町、大衡村、大崎市（旧田尻町の区域）、加美町（旧宮崎町の区域）、色麻町、栗原市（旧築館町の区域）、登米市（旧中田町及び旧豊里町の区域）又は石巻市（旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 1又は3の牛と同一施設内で飼育している牛
- 5 共同牧野等に放牧する牛
- 6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚  
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚  
3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成十八年三月三十一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オースキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚  
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚  
3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の家きん（飼養羽数が百羽以上（ただし十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

- 1 臨床検査及び血清抗体検査
- 2 その他必要な検査

○宮城県告示第二百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百三十一号



家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第八百八十号農林水産省消費・安全局長通知）並びに種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（転飼及び定飼蜂群）

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

共同牧野等で放牧飼養される牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日

五 注射等の別及びその方法

薬浴

○宮城県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

<p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 七・七・百三十二号 駅西小路線</p> <p>三 事業施行期間 「平成十六年八月十日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十六年八月十日から平成十六年九月三十日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百三十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>大崎市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・四号 季埴飯川線 三・二・一 号 米袋荒谷線及び三・五・十二号 並柳福浦線</p> <p>三 事業施行期間 「平成十九年八月三日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十九年八月三日から平成二十五年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p>	<p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 七・七・百三十二号 駅西小路線</p> <p>三 事業施行期間 「平成十六年八月十日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十六年八月十日から平成十六年九月三十日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百三十六号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>石巻市南境土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 石巻市南境字鶴巻三十三番地一</p> <p>三 届出の内容 理事を退任した者</p> <p>氏 名 住 所</p> <p>勝 又 和 雄 石巻市水明南二丁目一番三十四号</p> <p>○宮城県告示第二百三十七号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>石巻市南境土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 石巻市南境字鶴巻三十三番地一</p> <p>三 設立認可の年月日 平成九年十二月十五日</p> <p>四 変更認可の年月日 平成二十四年三月十三日</p> <p>○宮城県告示第二百三十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p>
--	---

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大原原都市計画下水道事業

2 名称

大原原町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

柴田町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

柴田都市計画下水道事業

2 名称

柴田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十年宮城県告示第二百三十三号及び昭和五十五年宮城県告示第四百三十八号及び昭和五十八年宮城県告示第五百八十二号及び昭和六十年宮城県告示第九十八号及び昭和六十一年宮城県告示第七十六号及び昭和六十二年宮城県告示第五百二十六号及び平成三年宮城県告示第四百三十九号及び平成六年宮城県告示第四百七号及び平成九年宮城県告示第四百五十六号及び平成十二年宮城県告示第五百号及び平成十六年宮城県告示第四百二十三号及び平成二十二年宮城県告示第五百四十八号の事業地に柴田町大字船岡字清住町を加える。

2 使用の部分

昭和五十年宮城県告示第二百三十三号及び昭和五十五年宮城県告示第四百三十八号及び昭和五十八年宮城県告示第五百八十二号及び昭和六十年宮城県告示第九十八号及び昭和六十一年宮城県告示第七十六号及び昭和六十二年宮城県告示第五百二十六号及び平成三年宮城県告示第四百三十九号及び平成六年宮城県告示第四百七号及び平成九年宮城県告示第四百五十六号及び平成十二年宮城県告示第五百号及び平成十六年宮城県告示第四百二十三号及び平成二十二年宮城県告示第五百四十八号の事業地に柴田町大字船岡字清住町を加える。

○宮城県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成元年六月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成元年六月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

2 なし  
 2 使用の部分  
 なし

○宮城県告示第二百四十一号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成二十四年三月二十一日

一 施行者の名称  
 大郷町  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称  
 1 種類  
 大郷都市計画下水道事業  
 2 名称  
 大郷町流域関連特定環境保全公共下水道  
 三 事業施行期間  
 「平成五年十二月三日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成五年十二月三日から平成一十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地  
 1 収用の部分  
 なし  
 2 使用の部分  
 なし

○宮城県告示第二百四十二号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成二十四年三月二十一日

一 施行者の名称  
 大衡村  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類  
 仙塩広域都市計画下水道事業  
 2 名称  
 大衡村流域関連特定環境保全公共下水道  
 三 事業施行期間  
 「平成元年二月三日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成元年二月三日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地  
 1 収用の部分  
 なし  
 2 使用の部分  
 なし

○宮城県告示第二百四十三号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、遠田郡田尻町大貫土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。  
 平成二十四年三月二十一日

一 就任した者  
 宮城県北部地方振興事務所  
 所長 吉 田 祐 幸

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年四月一日	千葉 富 男	大崎市田尻大貫字境十七番地	理事
平成二十三年四月一日	酒 井 優 一	大崎市田尻大貫字立田目木四十五番地	理事
平成二十三年四月一日	相 沢 栄 夫	大崎市田尻大貫字上屋敷四十七番地	理事
平成二十三年四月一日	遠 藤 毅 一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	理事
平成二十三年四月一日	石 澤 健 一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成二十三年四月一日	高 橋 博 身	大崎市田尻大貫字曲田三十一番地	監事

二 退任した者

平成二十三年四月一日	高橋 俊一	大崎市田尻大真字上屋敷九番地	監事
退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年三月三十一日	千葉 富男	大崎市田尻大真字境十七番地	理事
平成二十三年三月三十一日	酒井 優一	大崎市田尻大真字立田目木四十五番地	理事
平成二十三年三月三十一日	相沢 栄夫	大崎市田尻大真字上屋敷四十七番地	理事
平成二十三年三月三十一日	伊藤 孝喜	大崎市田尻大真字上長根六十番地	理事
平成二十三年三月三十一日	遠藤 毅一	大崎市田尻大真字新田ノ目十八番地	理事
平成二十三年三月三十一日	高橋 博身	大崎市田尻大真字曲田三十一番地	監事
平成二十三年三月三十一日	高橋 俊一	大崎市田尻大真字上屋敷九番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年三月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩	名取市高館熊野堂字八ツ口三十八番四
仙台市太白区東大野田十六番三十五号	齋藤 学
仙台市太白区東大野田十六番三十五号	齋藤 悦子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年三月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字御林三番一の一部
仙台市青葉区立町二番十一号	我妻不動産株式会社

選挙管理委員会

○官選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐 藤 健 一

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
新党きづな宮城第2区総支部	齋藤 恭紀	木村 雅広	仙台市泉区泉中央二丁目六・三	衆議院議員	平成二十四年二月一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浅野俊彦を励ます会	浅野 静雄	早坂幸太郎	黒川郡大和町宮床字中原一四五	平成二十四年二月一日
大沼大名後援会	丹野 進平	大宮 金治	柴田郡川崎町大字前川字本町七〇	平成二十四年二月二十七日
神崎安弘後援会	大宮 一	永沢 利光	柴田郡川崎町大字支倉字未沢五三	平成二十四年二月十日
今野よしゆき励ます会	浅野 衛	山田 正敏	黒川郡大和町小野字後藤二一・一	平成二十四年二月八日

または善次後援会 櫻墓 清志 中鉢 強 柴田郡川崎町支倉台一・一三・八 平成二十四年二月二日

○宮選管告示第二十九号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党瀨峰支部

会計責任者 宮内 光明

の氏名

佐々木信夫

平成二十四年二月十四日

自由民主党鳴瀬支部

主たる事務所の所在地

東松島市小野字町七四

東松島市浜市字西浮足七二・二

平成二十四年二月二十九日

自由民主党宮城県仙台市泉区第一支部

会計責任者 佐藤 和則

の氏名

藤嶋 哲明

平成二十四年二月二十八日

自由民主党南方支部

主たる事務所の所在地

登米市南方町館三

登米市南方町雷一六

平成二十四年二月十五日

民主党宮城県第2区総支部

代表者 高橋 修

の氏名

渡辺 忠悦

平成二十四年二月二十二日

代表者 今野 東吾

の氏名

齋藤 恭紀

衆議院議員

平成二十四年二月二十二日

公職の種類

参議院議員

衆議院議員

衆議院議員

平成二十四年二月二十二日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

青山久栄後援会

主たる事務所の所在地

石巻市北上町十三浜字大指四八・二

石巻市北上町十三浜字大指一六

平成二十四年二月十六日

代表者 青山 久栄

の氏名

武山 松義

代表者 青山 徳子

の氏名

西條 剛

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

代表者 真籠 吉郎

の氏名

草島 省二

代表者 若生 忠

の氏名

柿沼 修

宮城県医師政治連盟	の氏名	代表者 大江 義之	太田 孝	平成二十四年二月二十七日
宮城県ビルメンテナンス政治連盟	の氏名	主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町一・二・三〇	仙台市青葉区本町二・六・三〇	平成二十四年二月七日
宮城県民社協会	の代表者	藤原 範典	錦戸 弦一	平成二十四年二月二十九日
村上俊一後援会	の代表者	村上 正博	村上 正秀	平成二十四年二月二日
山田としお宮城県後援会	の代表者	菅原 章夫	木村 春雄	平成二十四年二月二十七日

○宮選管告示第三十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
 平成二十四年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

相原八男後援会	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
うめつ栄一後援会		鈴木 利夫	平成二十三年十二月三十日
かんのたけしを励ます会		桜井祥一郎	平成二十三年十月十日
後藤一利後援会		菅野 猛	平成二十三年五月二十五日
齋藤克夫後援会		山田 勝男	平成二十四年一月十二日
齋藤とみじ後援会		佐藤 初男	平成二十三年四月三十日
佐々木まさる後援会		齋藤 恭子	平成二十四年二月二十八日
白石あきとし後援会		佐々木 孝	平成二十三年十二月三十一日
菅原としあき政治懇話会		尾形 昭夫	平成二十三年十一月三十一日
「好きです石巻」の会		菅原 敏秋	平成二十四年二月二十八日
鈴木やすひろ（康弘）後援会		金子 健	平成二十四年一月二十八日
高橋和夫後援会		鈴木 康弘	平成二十三年九月十四日
高橋勝弘後援会		高橋 和夫	平成二十四年一月三十一日

寺島英毅後援会	佐藤 正一	平成二十四年二月十五日
土井喜美夫連合後援会	鈴木喜美男	平成二十四年二月二十八日
中津川かつや後援会	亀川 正敏	平成二十四年二月二日
沼田喜一郎後援会	佐藤 正博	平成二十三年五月一日
平岡正明後援会	柴崎 喜一	平成二十三年六月二十一日
安田重行後援会	玉田 彰男	平成二十三年十一月十三日
吉川弘後援会	熊谷 昌子	平成二十三年十二月二十五日

○宮選管告示第三十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十四年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

(資金管理団体)

高橋和夫後援会	高橋 和夫	260
資金管理団体の届出をした者の氏名	高橋 和夫	260
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宮城県議会議員	260
報告年月日	24. 2. 24 (24. 1. 31解散)	260
1 収入総額		260
前年繰越額		260
2 支出総額		260
3 支出の内訳		260
経常経費		260
備品・消耗品費		260
(その他の政治団体)		
齋藤克夫後援会		
報告年月日	24. 2. 10 (23. 4. 30解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0

沼田喜一郎後援会 報告年月日 24. 2. 3 (23. 5. 1 解散)	2,353	2 支出総額 3 本年収入の内訳	1,008,879
1 収入総額 前年繰越額	2,353	寄附 個人分 政治団体分	720,000 120,000 600,000
2 支出総額 平岡正明後援会	0	借入金 菅原 敏秋	200,000 200,000
報告年月日 24. 2. 14 (23. 6. 21 解散)	27,940	4 支出の内訳 経常経費	950,604
1 収入総額 前年繰越額	27,940	人件費 備品・消耗品費 事務所費	780,000 112,380 58,224
2 支出総額 安田重行後援会 報告年月日 24. 2. 27 (23. 11. 13 解散)	0	政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業費	58,275 58,275 58,275
1 収入総額 前年繰越額	122,000	5 寄附の内訳 (個人分)	120,000
2 支出総額 〇阿部郷和市長選挙 阿部郷和市長選挙出資(昭和三十三年共進会第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から出資したものは、同法第二十条第一項の規定により、その取組費と見做す。	0	大沼 佑 (政治団体分) 民主党宮城県総支部連合会	500,000 100,000
出資者 阿部郷和市長選挙出資 昭和三十四年三月十一日	機 型 1	郡和子の会 高橋和夫後援会	100,000
(資金管理団体) 菅原としあき政治懇話会 資金管理団体の届出をした者の氏名 菅原 敏秋 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 24. 2. 28 (24. 2. 28 解散)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 和夫 資金管理団体の届出に係る公職の種類 名取市議会議員 報告年月日 24. 2. 24 (24. 1. 31 解散)	500,000
1 収入総額 前年繰越額	1,042,328 122,328	1 収入総額 2 支出総額 高橋勝弘後援会	0 0
本年収入総額	920,000	資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 勝弘 資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員 報告年月日 24. 2. 14 (24. 1. 31 解散)	0



1 収入総額	0	1 収入総額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
(その他の政治団体)		白石あきとし後援会	
相原八男後援会		報告年月日 24. 2. 28 (23. 12. 31解散)	
報告年月日 24. 2. 21 (23. 12. 30解散)		1 収入総額	697,950
1 収入総額	0	本年収入額	697,950
2 支出総額	0	2 支出総額	697,950
うめつ栄一後援会		3 本年収入の内訳	
報告年月日 24. 2. 28 (23. 10. 10解散)		寄附	697,950
1 収入総額	65,500	個人分	697,950
前年繰越額	65,500	4 支出の内訳	
2 支出総額	0	経常経費	445,770
かんのたけしを励ます会		光熱水費	17,646
報告年月日 24. 2. 9 (23. 5. 25解散)		備品・消耗品費	8,358
1 収入総額	0	事務所費	419,766
2 支出総額	0	政治活動費	252,180
後藤一利後援会		機関紙誌の発行その他の事業費	252,180
報告年月日 24. 2. 27 (24. 2. 12解散)		宣伝事業費	252,180
1 収入総額	34,200	5 寄附の内訳	
前年繰越額	34,200	(個人分)	
2 支出総額	0	白石明敏	697,950 黒川郡富谷町
齋藤克夫後援会		「好きです石巻」の会	
報告年月日 24. 2. 10 (23. 4. 30解散)		報告年月日 24. 2. 16 (24. 1. 28解散)	
1 収入総額	0	1 収入総額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
斎藤とみじ後援会		鈴木やすひろ(康弘)後援会	
報告年月日 24. 2. 28 (24. 2. 28解散)		報告年月日 24. 2. 23 (23. 9. 14解散)	
1 収入総額	0	1 収入総額	323,000
2 支出総額	0	前年繰越額	147,000
佐々木まさる後援会		本年収入額	176,000
報告年月日 24. 2. 1 (23. 12. 31解散)		2 支出総額	323,000

3	本年収入の内訳 個人の党費・会費 寄附 個人分	(120人)	120,000 56,000 56,000	1	収入総額 前年繰越額	340,337 340,337
4	支出の内訳 政治活動費 組織活動費		323,000 323,000	2	支出総額	340,337
5	寄附の内訳 (個人分)			3	支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費	340,337 150,000 95,000 75,337 20,000
	鈴木 康弘 寺島英毅後援会		56,000		中津川かつや後援会	
	報告年月日 24. 2. 10 (24. 1. 15解散)				報告年月日 24. 2. 14 (24. 2. 2解散)	
1	収入総額		1,390,922	1	収入総額	0
	前年繰越額		734,764	2	支出総額	0
	本年収入額		656,158		沼田喜一郎後援会	
2	支出総額		1,390,922		報告年月日 24. 2. 3 (23. 5. 1解散)	
3	本年収入の内訳 個人の党費・会費 その他の収入	(351人)	567,000 89,158	1	収入総額	2,353
	一件十万円未満のもの		89,158		前年繰越額	2,353
4	支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業費		482,732 80,446 42,727 359,559 908,190 753,630 154,560	2	支出総額	0
	土井喜美夫連合後援会				平岡正明後援会	
	報告年月日 24. 2. 16 (24. 1. 28解散)				報告年月日 24. 2. 14 (23. 6. 21解散)	
				1	収入総額	27,940
					前年繰越額	27,940
				2	支出総額	27,940
				3	支出の内訳	27,940
					政治活動費	27,940
					組織活動費	27,940
					安田重行後援会	
					報告年月日 24. 2. 27 (23. 11. 13解散)	
				1	収入総額	122,000
					前年繰越額	122,000
				2	支出総額	122,000



機関紙誌の発行その他の事業による収入  
連合後援会解散式会費 400,000

4 支出の内訳  
政治活動費 400,000

組織活動費 400,000

中津川かつや後援会

報告年月日 24. 2. 14 (24. 2. 2 解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十四年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日
菅原 敏秋	宮城県議會議員	菅原としあき政治懇話会	仙台市青葉区北山一・二二・四八	菅原 敏秋	平成二十四年二月二十八日
高橋 和夫	名取市議會議員	高橋和夫後援会	名取市那智が丘一・八・二	高橋 和夫	平成二十四年二月二十四日
高橋 勝弘	利府町議會議員	高橋勝弘後援会	宮城県利府町青葉台二・一・一一五	高橋 勝弘	平成二十四年二月十四日